

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 六三
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 六三
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 六三
- 生活保護法による指定を受けた施術者の開設している施術所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 六三
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 六三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 六四
- 特定計量器の定期検査を実施する件 六四
- 患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件 六五
- 県営土地改良事業計画を変更した件 六五
- 地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件 六六
- 保安林の指定を解除する予定である件 六六

### 公 告

- 道路の区域を変更する件二件 六六
- 道路の供用を開始する件 六六
- 都市計画事業を認可した件 六六
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 六七
- 産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので公告する件 六七
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件 六七
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 六七
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件 六七
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関が指定を辞退した件 六八
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 六八
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 六八
- 基本測量の実施について通知があった件 六八
- 公共測量の実施について通知があった件 六八
- 建設業法の規定により建設業の許可を取り消した件 六九

### 正 誤

○平成十九年一月三十日付け定例第千八百四十五号中

六九

## 告 示

### 福島県告示第五百九十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
厚生会クリニック	福島市鎌田字門丈壇四一	平成一九年七月一日

さとうクリニック内科・消化器科	同 市方木田字中屋敷一一	同
-----------------	--------------	---

とろごえ整形外科クリニック	石川郡石川町大字形見字尾巻一八四一一	同 六月一日
---------------	--------------------	--------

おおほり歯科医院	会津若松市一箕町大字八角字中村東二一四	同 五月六日
----------	---------------------	--------

ものさと薬局	福島市鎌田御仮家九七	同 七月一日
--------	------------	--------

コスモ調剤薬局伊達東店	伊達市梨子木町三一一	同 八月一日
-------------	------------	--------

さくら薬局駅前店	双葉郡大熊町大字下野上字大野一一六一四	同 七月一日
----------	---------------------	--------

(生活福祉領域地域福祉グループ)

### 福島県告示第五百九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	変 更 前	変 更 後



ヨークベニマル泉店 福島市泉字宮内前一五ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 大高 善興

住所 郡山市朝日二丁目十八番二号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 大高 善興

住所 郡山市朝日二丁目十八番二号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年四月二十一日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千二平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 百二十三台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 六十台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 百二十平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 十三立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前九時

(二) 閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 五か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後八時三十分まで

七 届出年月日

平成十九年八月二十日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第六百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年八月三十一日から同年十月一日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

蓬萊ショッピングセンター 福島市蓬萊町二丁目十九番一ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

1 廃棄物等の運搬や処理全般においては、各種リサイクル法令を遵守し、再利用・再生利用を念頭において適正な廃棄物処理に努めること。

2 廃棄物の運搬方法について、ガラス製廃棄物等の運搬(予定)業者に卸売業者と表記しているが、廃棄物の運搬については許可を受けていない卸売業者に運搬させることは廃棄物処理法違反になるため、ガラス製廃棄物の中でも廃棄物ではなく有価物として引き渡すことが可能な物と廃棄物を区分し、法に抵触しないようにすること。

3 臨時駐車場予定地については、従来より公共施設の駐車場として利用しており、ショッピングセンター来場者との併用とすることから混雑が予想されるため、誘導員を配置するなどの措置を行い、安全管理に努め、それぞれ利用者及び地域住民に対し支障のないようにすること。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第六百一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
双葉郡川内村	非自動はかり(計量法)	一〇月二日	川内村コミュニ

同 郡 葛尾村	同 郡 浪江町	同 郡 大熊町	同 郡 双葉町	同 郡 富岡町	同 郡 檜葉町	同 郡 広野町	右に掲げる町
施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五 条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり							
午後一時三〇分から 同三時三〇分まで	午後一時三〇分から 同三時三〇分まで	午後一時三〇分から 同三時三〇分まで	午後一時三〇分から 同三時三〇分まで	午後一時三〇分から 同三時三〇分まで	午後一時三〇分から 同三時三〇分まで	午後一時三〇分から 同三時三〇分まで	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの
一〇月二日 午後一時から 同二時まで	一〇月二日 午前一〇時から 同一一時まで	一〇月二日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	一〇月二日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	一〇月四日 午前九時三〇分から 同一一時三〇分まで	一〇月三日 午後一時三〇分から 同三時三〇分まで	一〇月三日 午前九時三〇分から 同一一時三〇分まで	
葛尾村村民会館	浪江町つしま活性化センター	サンシャイン浪江	大熊町第二体育館	双葉町公民館	檜葉町商工会館	広野町公民館	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町及び同郡葛尾村	非自動ばかり、分銅及びおもり	一〇月一日から一〇月二日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第六百二二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見群数	発見の場所	発見年月日	摘要
腐蛆病	みつばち	患畜	一群	岩瀬郡	平成一九年八月二〇日	自衛殺

（生産流通領域衛生飼料グループ）

福島県告示第六百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、奥会津地区に係る県営中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し

午前一〇時から  
午後三時まで

- 二 縦覧の期間  
平成十九年九月三日から  
同 月二十五日まで (二十三日間)
- 三 縦覧の場所  
河沼郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町及び同郡昭和村役場  
(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第六百四号

地籍調査に関する事業計画を定めた件(平成十九年福島県告示第三百十三号)の一部を次のように改正する。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

表耶麻郡西会津町の項中「上野尻第四 上野尻第五」を「上野尻第四」に改める。

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第六百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所  
南会津郡南会津町湯ノ花字後沢山内三三三の二
- 二 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第六百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県中建設事務所平成十九年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	変更後 敷地の幅員 (メートル)
-----	-----	------------------------	------------------------

県道舟津 福良線	郡山市湖南町舟津字中ノ沢三七番一地从先	変更前	七・五〇	一八六・七
	同 市湖南町舟津字中ノ沢六一番一地从先	変更後	一三・四〇	一八六・七

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第六百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県相双建設事務所平成十九年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前	敷地の幅員 (メートル)	変更後	敷地の幅員 (メートル)
		変更後	延 長		
富岡線	双葉郡富岡町大字上手	変更前	七・八〇	八七二・六	
	同 郡同 町大字上手	変更後	二六・〇〇	八七五・〇	

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第六百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県中建設事務所平成十九年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
	郡山市湖南町舟津字中ノ沢三七番一地从先	平成一九年



県道舟津福良線

同 市湖南町舟津字中ノ沢六一番一地先まで

八月三二日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第六百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 施行者の名称  
南相馬市

二 都市計画事業の種類及び名称  
原町都市計画道路事業 三・四・百二号 駅前北原線

三 事業施行期間  
平成十九年八月三十一日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地  
収用の部分 福島県南相馬市原町区旭町二丁目地内  
使用の部分 福島県南相馬市原町区旭町二丁目地内

(都市領域都市整備グループ)

福島県告示第六百十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成十九年八月十七日次のとおり指定した。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所

長瀬印刷株式会社 いわき市小名浜字

指定の有効期間

平成一九年八月二〇日から平

売りさばきの場所

いわき市平字愛谷町

会社 渚廻五一番地二

成二四年三月三十一日まで

(出納局公金管理グループ)

公 告

公告第四百九十五号

福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第十条第一項の規定に基づき産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
加藤道路株式会社 代表取締役 加藤 幸男

二 福島県南相馬市鹿島区川子字滝沢一五三番地一

三 産業廃棄物処理施設等の種類  
産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類の破砕施設)

四 産業廃棄物処理施設等の処理能力  
四トン毎日(八時間)

(環境保全領域産業廃棄物対策グループ)

公告第四百九十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
スマイルケアサービス	いわき市内郷内町立町一四	株式会社スマイルケアサービス	福島県いわき市内郷高野町番所一三―四	平成一九年九月一日	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者
福祉サービス		ビス				
わかばタクシ	双葉郡浪江町大字権現堂字塚越二	有限会社わかばタクシ	同 県双葉郡浪江町大字川添字上	同	同	同
事業部	一〇		四 加倉二三―			

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第四百九十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
船引指定 居宅介護 事業所	田村市船 引町船引 字東中子 縄七	田村市船 引町船引 字源次郎 一三一	社会福祉 法人田村 市社会福 祉協議会	福島県田村 市船引町船 引字東中子 縄七	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

（自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第四百九十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

名称	所在地	指定年月日	自立支援医療の種類	指定する診療科名	主として担当する医師又は歯科医師
キユウキユウ 堂薬局わたり 店	福島市渡利字舟 場二一四	平成一九年 九月一日	育成医療 更生医療	調剤	/
キユウキユウ 堂薬局野田町 店	同 市野田町一 一八一四〇	同	同	同	/
コスモ調剤薬 局伊達東店	伊達市梨子木町 三二一一	同	同	同	/

公告第四百九十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関は、当該指定を辞退した。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

名称	所在地	辞退年月日	自立支援医療の種類	辞退した診療科名
菅野薬局	二本松市本町二一五 八	平成一九年九 月一日	育成医療 更生医療	調剤

（自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第五百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル泉店 福島市泉字宮内前一五ほか
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
千五百五十一平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
平成十九年八月十九日
- 五 届出年月日  
平成十九年八月二十日
- 六 届出をした者  
株式会社ヨークベニマル

（商工総務領域商業まちづくりグループ）

公告第五百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成十九年八月三十一日

土地改良区の名称  
大越町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 宗像 紀人 田村市大越町上大越字上川原一番地

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県知事 佐藤 雄 平

公告第五百二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について、平成十九年八月十六日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 測量地域 福島県内全域

二 測量期間 平成十九年九月三日から平成二十一年三月三十一日まで

三 作業の種類 基本測量(高密度メッシュ標高データ作成作業)

(土木総務領域総務予算グループ)

公告第五百三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について、平成十九年八月二十日付けで国土交通大臣から次のとおり通知があった。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 測量地域 白河市及び伊達市

二 測量期間 平成十九年八月三十日から平成二十年三月三十日まで

三 作業の種類 公共測量(土地活用促進調査)

一 測量地域 いわき市

二 測量期間 平成十九年十月一日から平成二十年三月三十日まで

三 作業の種類 公共測量(土地活用促進調査)

(土木総務領域総務予算グループ)

公告第五百四号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定による処分をしたので次のとおり公告する。

平成十九年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 処分をした年月日 平成十九年八月二十三日

二 被処分者

1 商号又は名称 むさし建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 郡山市虎丸町二一一一九

3 代表者の氏名 佐藤 安宏

4 許可番号 福島県知事許可(特一一七)第二八七三号

三 処分の内容 土木工事業 とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

むさし建設株式会社は、平成十七年十月五日から平成十九年六月五日までの間、刑法第二百四十四条の規定により罰金刑の処分を受けてから五年を経過しない者が役員に就いていた。

このことは、建設業法第二十九条第一項第二号に該当する。

(土木総務領域総務予算グループ)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十九年一月三十日付け定例第千八百四十五号中

五一	上	九	百六十一番一の	百六十一番の
----	---	---	---------	--------